

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令」等、1省令3告示に対する意見募集について

平成22年3月26日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省環境保健部企画課化学物質審査室

平成22年1月21日（木）付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令」等、1省令3告示に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要、及びそれに対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を、下表のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち同内容のものは適宜集約して掲載しております。

今回御意見等をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

#### 1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成22年1月21日（木）～平成22年2月19日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省・経済産業省及び環境省ホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

#### 2. 御意見等の総数

- (1) 提出件数：6件
- (2) 内訳：企業等

#### 3. 問い合わせ先

- 厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室  
TEL：03-5253-1111（内線 2427）
- 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課  
TEL：03-3501-1511（内線 3691）
- 環境省 総合環境政策局 環境保健部企画課 化学物質審査室  
TEL：03-3581-3351（内線 6329）

注意:御意見の全体像が把握できるように、代表的な御意見を抽出し、整理しております。  
 なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
<b>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令</b>	
1. 通知から公示までの期間を5年間と定めることで、該当物質の有害性情報がサプライチェーンに伝達される時期が遅れることがないように、届出者に対して十分な指導、助言を確実に行うようお願いしたい。	1. ご意見は本省令案の内容に対するものではございませんが、化学物質の安全性情報の伝達が適切に行われるように今後の参考とさせていただきます。
2. 判定を受けた化学物質が公表される5年の間に企業の合併、分割などで判定を受けた者が代わる事もあり得ることからの確認の承継についても配慮されたい。	2. ご意見は本省令案の内容に対するものではございませんが、化審法の運用に関する今後の参考とさせていただきます。
<b>「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」等</b>	
3. トリクロロエチレン等に関し表示すべき事項の「3. 注意事項(1)(第1条関係)」について文意が端的に伝わり、かつ、限られた記載範囲を有効に利用するために、括弧内の重複部分を修正すべき。	3. 第二種化学物質及びその使用製品それぞれの場合に分けて記載することが、規定を正確に示す上で必要であると考えています。
4. 今回パブリックコメントを行った表示告示について、3. 注意事項(3)(第1条関係)「万一、飛散又は流出した場合には、ウエス、紙タオル等により直ちにふき取ること。」は、記載が具体的すぎるので、「万一、飛散又は流出した場合には、直ちに拡散の防止をはかり、回収の措置をとること。」程度の表現の方が適切である。	4. ご意見は、本告示の改正部分に関するものではございませんが、具体的に記載することが事業者の理解を促進する観点から適当であると考えています。
5. トリフェニルスズ化合物に関し表示すべき事項の告示名(第1条関係)について、根拠法令と条項まで略するのは、将来検索する際に不便。	5. 修正意見を頂いた告示名称については、本文中に記載されているため、検索することが可能であり、かつ、名称を簡略化することで、より当該物質の使用者の理解を促進できるため、原案どおりとすることが適当だと考えております。
6. トリブチルスズ化合物等に関し表示すべき事項「3. 注意事項(1)(第1条関係)」について、括弧内の重複部分を修正すべき。	6. 第二種化学物質及びその使用製品それぞれの場合に分けて記載することが、規定を正確に示す上で必要であると考えています。